

異動・休会・退会等の申請は 1 / 1 ~ 2 / 20 までに!

4 月より勤務先変更ならびに転居予定の方 (1~3 月に予定の方も含む)

- ・1/1~2/20 に申請した場合は、『新しい所属先士会へ』新年度の年会費を納める。
- ・2/21 以降に申請した場合は、『申請時点で所属している士会へ』新年度の年会費を納める。

2 月 20 日までにマイページから「異動申請」をお手続きください。

「異動先」の都道府県士会所属会員として年会費を請求します。(県内の異動は、請求額の変更はございません。)

例.2018/2/10、東京から大阪へ異動申請した → 2018 年度年会費は大阪府所属として納入

※2 月 20 日までに異動申請できなかった方

2 月 21 日以降も異動申請は随時受付していますので、マイページからお手続きください。

年会費は「異動前」の都道府県士会所属会員として請求します。

新しい登録情報がマイページへ反映されるのは 4/3 となりますので、一時的に発送物が届かなくなる恐れがございます。
すでに新しいご住所へ転居済の場合は、できるだけ 2/20 までにお手続きされるようお願いいたします。

例.2018/3/1、東京から大阪へ異動申請した → 2018 年度年会費は東京都所属として納入→4/3 より大阪府所属

4 月より休会、3 月末で退会を希望される方

- ・1/1~2/20 に申請した場合は、新年度の年会費請求はなし。
- ・2/21 以降に申請した場合も、基本的に新年度の年会費は免除。
ただし、4/2 以降は会員権利が有効となるため、会費納入済の場合の返金はいりません。

2 月 20 日までにマイページから「休会申請」または「退会申請」をお手続きください。

年会費のご請求は行いません。

※2 月 20 日までに休会・退会申請できなかった方

2 月 21 日~4 月 1 日にお手続きされた場合は、翌年度会費を請求する可能性がございます。

ただし、引落された会費については後日返金いたします。

4 月 2 日以降にお手続きされた場合、納入済の会費は返金いたしかねます。

例.2018/3/1、休会申請した → 2018/3/27、会費引落実施 → 会費返金
・2018/3/27、会費引落実施 → 2018/4/2、退会申請した → 返金不可

2017 年度年会費が未納の方

休会申請 2017 年度のみ未納の方については、申請の受付ができません。会費納入後に申請をお願いします。

退会申請 申請は随時受付可能です。但し、債務として発生した会費については請求を継続いたします。

育児休業・シニア・海外会員割引の利用を希望される方

- ・2/20 までに申請した場合は、**翌年度**割引適用。
- ・2/21 以降に申請した場合は、**翌々年度**割引適用。

2月20日までにマイページから「**会費割引申請**」をお手続きください。
翌年度年会費に適用して請求します。

例.2018/2/10、育児休業割引を申請した → 2018年度年会費に割引適用

※2月20日までに会費割引申請できなかった方
2月21日以降も申請は随時受付していますが、翌々年度(シニア割引は以降継続)の適用とします。

例.2018/3/1、育児休業割引を申請した → 2019年度年会費に割引適用

4月より復会を希望される方(現在休会中の方)

- ・2/20 までに申請した場合、3/31 までに納入されれば **4/1 より復会可能**。
- ・2/21 以降に申請した場合、会費納入時期によって **4/1 以降に復会となる可能性有り**。

2月20日までにマイページから「**復会申請**」をお手続きください。
復会申請確認後、復会年度(手続きを済ませた日の存する年度)の年会費を請求します。
納入確認後、4月1日より正会員としてのサービスが開始となります。

例.2018/2/20、復会申請をした → 2018/3/27、2018年度年会費を納入 → 納入確認後、4/1より正会員

※2月20日までに復会申請できなかった方
2月21日～3月31日まで申請は受付していますが、会費納入後に正会員と認められるため、会費納入時期によっては手続き完了が4/1以降となる場合があります。

休会中の方

- ・**復会**をご希望の方・・・上記をご確認ください。
- ・**休会継続**をご希望の方・・・**3月31日までに**マイページから「**休会申請**」をお手続きください。
- ・**退会**をご希望の方・・・**3月31日までに**マイページから「**退会申請**」をお手続きください。

いずれの場合も、最終期日(3月31日)までにお手続きがなければ、休会期間の経過により「退会」処理がされますのでご注意ください。「退会」となった場合は、生涯学習履歴が全て無効となります。再度入会された際には、新人教育プログラムも一からご受講いただくこととなります。



3 月末日までに年会費の納入をされなかった場合

4 月より会員権利を全面停止とさせていただきます。以下の権利が停止します。
(勤務先都合により事前に連絡のあった方、復会申請中の方を除く)

- ・研修会・学会等への参加申込
- ・会員としての各種演題登録
- ・会報誌・学術誌の発送
- ・理学療法士賠償責任保険の全員加入・任意加入(新規および継続)
- ・選挙権・被選挙権 他

速やかに会費納入手続きを行ってください。会費納入確認後に権利停止は解除となります。ただし、停止期間中の権利は遡及しません。

休会もしくは退会を希望されている場合は、マイページからお手続きください。

会員権利が停止しているため、当年度会費は免除となります。

6 月末日までに会費納入または休会・退会申請の手続きが確認できなかった場合は、
会員資格喪失により退会処理を行います。

退会の場合、生涯学習履歴は全て無効となり、復会はできません。

再度在籍を希望される際には、入会手続きが必要となり、新人教育プログラムから再履修いただきます。

日本理学療法士協会からのお願い

・会費納入に際して、「楽天カード」または「口座振替」をご利用ください。

振込用紙の未達や振込忘れのリスクがなく、引落手数料もかかりません。

ぜひお早めに切り替え手続きをお願いします。

手続き方法の詳細は、本会 HP またはマイページの「楽天カード申込・口座振替決済」をご覧ください。

*2018 年 2 月 15 日までに切替えが完了された方は、3 月 27 日引落を実施させていただきます。

楽天カード・口座振替のご案内 → <https://support.japanpt.or.jp/privilege/other/S05/> (QR コード)



・マイページへメールアドレスをご登録ください。

本会からのメール通信の配信のみならず、会費納入に関するご連絡(引落不能の通知等)や、

発送物の不達連絡等に関してもご連絡を差し上げることがございます。

登録がまだの方、メールアドレスを変更されている方は、マイページの「E-mail アドレス変更」からお手続きください。

*「研修会参加費を楽天カード支払で選択していたのに、引落決済できておらず申込取消となってしまった！」

「異動の申請を忘れており、いつの間にか会報誌が届かなくなっていた！」など、このような事態を防ぐため、メールによる通知を充実させたいと考えております。

マイページログイン画面 → <https://mypage.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html> (QR コード)



《本件お問合せ先》

公益社団法人 日本理学療法士協会

事務局 経理課 会費担当

TEL:03-6804-1421

E-mail:billing-chg@japanpt.or.jp

(メールでお問合せの際は会員番号と氏名を明記してください。)